

真岡市地域公共交通活性化協議会規約

（協議会の設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る調整を行い、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的として、真岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、真岡市地域公共交通活性化協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 市が行う有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、真岡市荒町5191番地に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、会長が委員の中から任命する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、真岡市総合政策部総合政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席している委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

4 委員はやむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、出席委員の半数以上の賛意の上、非公開で行うものとする。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

7 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（協議会の経費等）

第 1 1 条 協議会に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 1 2 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 1 3 条 委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が国、公安委員会及び地方公共団体の常勤の特別職又は一般職の職員である場合にあっては、報酬を支給しない。

3 委員の報酬及び費用弁償については、真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年真岡市条例第 9 7 号。）を準用する。

（協議会解散の場合の措置）

第 1 4 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の真岡市公共交通活性化協議会規約の規定により定められた地域公共交通総合連携計画については、なお効力を有する。

附 則

この規約は、平成 3 0 年 1 1 月 2 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 3 年 1 月 1 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現にこの規約による改正前の真岡市公共交通活性化協議会規約の規定により定められた地域公共交通網形成計画については、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 6 月 1 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 4 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 6 月 2 4 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

	区 分		委 員
1	法第 6 条 第 2 項第 1 号	市町村	真岡市長
2	法第 6 条 第 2 項第 2 号	事業者	関東自動車株式会社
3	〃	事業者	芳南交通株式会社
4	〃	事業者	真岡鐵道株式会社
5	〃	事業者	大越観光バス株式会社
6	〃	事業者	潮田タクシー株式会社
7	〃	道路管理者	真岡土木事務所
8	法第 6 条 第 2 項第 3 号	学識経験者	宇都宮大学
9	〃	公安委員会	真岡警察署
10	〃		真岡市自治会連合会
11	〃		真岡市老人クラブ連合会
12	〃		真岡市女性団体連絡協議会
13	〃		真岡商工会議所
14	〃		にのみや商工会
15	〃		真岡市社会福祉協議会
16	〃		栃木県バス協会
17	〃		栃木県タクシー協会
18	〃		栃木県交通運輸産業労働組合協議会
19	〃		関東運輸局栃木運輸支局
20	〃		栃木県県土整備部交通政策課
若干名	〃		市民公募